

長岡市男女共同参画社会基本条例

～新潟県中越大震災を経て全国初の「防災分野における施策の推進」を盛り込む～

新潟県長岡市では、過去の災害対応の経験から平成22年12月に全国で初めて、災害復興・防災に男女共同参画社会の形成が促進されるよう必要な措置を行うことを盛り込んだ「長岡市男女共同参画社会基本条例」を制定した。

平成23年度には、条例に基づき「第2次ながおか男女共同参画基本計画」を策定し、平常時から男女共同参画の視点からの防災・復興体制の整備に取り組んでいる。

特集

女性の活躍と自治体

1 はじめに

長岡市は、新潟県のほぼ中央、大河信濃川に沿って開かれた広大な越後平野の南端に位置する中越地方の中核都市である。

人口規模も新潟市に次ぐ県内2番目の都市であるが、平成に入り3度の合併により、海岸部から山間部までを含む豊かな自然と伝統文化や産業など多様な地域資源を有している。

長岡のまちは、明治維新の北越戊辰戦争、そして昭和20年の長岡空襲と、二度にわたる戦禍により壊滅的な被害を受けるとともに、平成16年には「7・13水害」及び「10・23新潟県中越大震災」という未曾有の大災害に見舞われたが、市民の不断の努力で立ち上がり復興を遂げてきた。

現在は、新潟県中越大震災からの創造的復興と新市の一体感の醸成を市政運営の柱に据え、平成24年にオーブ



市民の発表でにぎわうナカドマ（屋根付き広場）

ンしたシティホールプラザ「アオーレ長岡」を市民活動の拠点施設として、「市民協働によるまちづくり」を推進している。

2 条例制定の背景

長岡市における男女共同参画の取組は、昭和62年の市民と市が共同で開催した「ながおか女性のつどい」から始まる。平成2年に女性問題の解決に向けた「ながおか女性プラン」（以下「女性プラン」という。）を策定し、平成4年には女性プランを推進する市民活動団体「男女がともに生きる社会を進めるF&Mながおか市民会議」が立ち上がり、市は「女性政策推進会議」を立ち上げ、連携体制を構築した。その後、平成13年の「男女共同参画社会基本法」の施行に伴い、女性プランを「ながおか男女共同参画基本計画」に改定し、男女共同参画の推進拠点となる「長岡市男女平



長岡市市民部市民活動推進課
特命主幹（男女共同参画推進室長）

渡辺 俊雄

等推進センターウィルながおか」（以下「ウィルながおか」という。）を開設した。

ウィルながおかでは、公募した市民で構成する委員会によるフォーラムの開催や情報誌「あぜりあ」の発行のほか、男女が抱える様々な問題の解決や女性の自立に向けた支援などを行っている。また、子育て支援やDV被害者の支援など様々な市民活動が活発に行われるようになり、連携が必要な事業は、市民との協働により取り組んできた。

しかしながら、今もなお、性別で役割を固定的に捉える意識は残っており、平日、日中に家庭にいる子育て中の女性や高齢者などの災害時における子育て中の女性や高齢者などの、仕事と家庭の両立の問題を抱える人が多いなど、男女共同参画を実現する上での新たな課題も生じている。



市民編集委員と作る情報誌「あぜりあ」

こうした課題の総合的な解決や基本計画に実効性を与え、市の姿勢を明確にするため条例を制定することとした。

3 条例制定の経過

平成13年に条例制定に向けた調査・研究をウィルながおかの登録市民活動団体に委託し、条例案に盛り込む内容などの検討に着手したが、平成16年の水害と新潟県中越大地震により一時中断を余儀なくされた。

復旧が一段落した平成18年には、長岡市男女共同参画推進懇談会から「条例の早期制定の提言」があり、長岡市総合計画に「条例の制定」を明記した。

さらに、平成19年にはより具体的な条例案の検討を行うため、「長岡市男女共同参画推進条例検討委員会」（以下「条例検討委員会」という。）を立ち上げ、各論の検討を行うため市職員と市民によるワーキングチームを設置した。

ここでの原案を基に、市議会議員への説明のほか、パブリックコメントや市民を対象とした講演会などを重ね、平成22年12月定例市議会で「長岡市男女共同参画社会基本条例」の条例案を可決し、平成23年4月1日から施行した。

4 条例の特徴

(1) 基本理念（第3条）

―仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）―

長岡市は、女性の就業率が全国に比べ比較的高く働き方も多様化しており、市民意識調査では「仕事と生活の調和」を重視している人が多いことから、ワーク・ライフ・バランスの尊重を基本理念の一つに位置付けた。

(2) 第3章基本的施策（第12条）

―防災分野における施策の推進―

長岡市は、平成16年に水害と新潟県中越大地震を経験し、避難所には女性の更衣室や授乳室が必要なこと、また、平日の昼間には地域に子ども

を抱えた女性や高齢者が多いことに気付き、

直ちに防災計画の見直しを行った。とりわけ、避難所運営では男女のニーズ



中越大地震では最高で6万4000人が避難生活を送った

の違いに配慮して、住民が安心して避難できる環境づくりに取り組むなど、男女共同参画の視点で対応することを盛り込んだ。

こうした水害や震災の経験などから、「復興や防災の経験を全国に発信していくことが長岡市の使命である」との条例検討委員会などの意見を反映し、全国初の「防災分野における施策の推進」を定めた。

(3) 条例案は市民協働により作成

長岡市は条例案の作成に当たり、本市ではじめて市民協働型「ワーキングチーム」を設置した。ワーキングチームは、市民活動団体や事業主、市職員など、40人を超える委員で構成し、①福祉・子育て、②労働・産業、③教育・人権、④医療・健康のグループに分かれて条例案の検討を行った。この検討の過程において市民協働による施策の推進の重要性を感じたため、第17条では「市民及び事業者との協働の推進」を定めた。

5 条例の構成と解説

この条例は、前文及び本則6章、26の条文、附則で構成されており、長岡市の男女共同参画社会の形成をバックアップする理念条例である。具体的な施策は、条例に基づく基本計画を策定し推進していくこととしている。

前文においては、条例の制定趣旨や理念を

分かりやすく伝えるために、男女共同参画を取り巻く状況や経緯、現状認識、長岡市が目指す方向などを示し、市、市民及び事業者の総意として男女共同参画を推進する決意を表明している。

第1章（第1条～第8条）においては「総則」として、条例を制定する目的や用語の定義、基本理念、そして市、市民及び事業者の責務、性別による差別等の禁止などについて定めている。

第2章（第9条～第10条）においては、「推進体制」として、施策を進めるために必要な財政上の措置を行うことや必要な体制の整備、施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画の策定について定めている。

第3章においては、第11条から第14条で「基本的施策」として、女子差別撤廃条約で謳っている「教育の分野」及び「雇用の分野」に、防災の分野、農林水産業・商工業等の分野を加え、それぞれの施策を推進するための必要な措置について定めている。

また、第15条から第23条においては、男女共同参画を推進するために必要な人材の育成や、拠点施設と相談窓口の設置、調査及び研究、広報活動などについて定めている。

第4章（第24条）においては、男女共同参画にかかわる施策を推進し、条例の実効性を

担保するために、市の制度や施策のあり方についての苦情処理制度を設けることを定めている。

第5章（第25条）においては、男女共同参画社会の形成を総合的かつ効果的に推進する上で必要な事項を審議するため、市長の附属機関である長岡市男女共同参画審議会を設置について定めている。

第6章（第26条）においては、「雑則」として、本条例の施行に関し、その他必要な事項を定め、附則において、平成23年4月1日から条例を施行する日を定めている。

6 条例施行後の主な取組

(1) 男女共同参画審議会

条例制定後の取組としては、条例第25条に基づき審議会を設置し、条例に基づく基本計画の見直しや進捗管理を行っている。

(2) 第2次ながおか男女共同参画基本計画の策定

条例第10条に基づく基本計画を実効性のあるものとするため、市民活動団体や事業主、審議会、市職員で構成する作業部会を平成23年8月10日に設置した。作業部会は5回にわたり計画案の検討を行い、2回の審議会での審議を経て、平成24年3月に第2次ながおか男女共同参画基本計画を策定した。

この中では、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進とDVの根絶に重点的に取り組むこととした。

（3）政策・方針決定過程への女性の登用

条例第23条において、審議会・委員会等の委員を委嘱するときは、「男女の数の均衡を図る」と定めており、総合計画等において、「審議会・委員会等における女性委員の割合は30%以上をすることを目標に掲げている。しかし、平成26年4月現在の女性委員の割合は27・2%であるため、今後も女性の登用を積極的に推進するよう全庁的に働きかけている。

（4）防災分野における施策

①平日日中の災害に備えるワークショップと防災訓練

新潟県中越大地震は休日に発生したが、平日日中に発生した場合も想定し、平成23年から「平日日中の災害に備えるワークショップと防災訓練」を男女共同参画の視点で行い、参加者の気付きをそのまま訓練に結び付け防災力に活かす取組を行っている。

ワークショップでは、日々地域にいる子育て中の女性や高齢者から、平日の昼間に地震が発生した時の不安や対応について話し合ってもらい、その中から今すぐに備えなければならぬことを参加者が決め、それを基に実際に訓練を行っている。

平成23年に訓練を実施した日越地区では、実際に子どもを連れて避難所まで歩き、それが気付いたことを地図に記入するともに、避難所における授乳室や子どもの遊び場の確保といった母親の視点からの設営の訓練を行った。また、女性が地域の貴重な支援の担い手として防災の一翼を担うことができないことをこの事業を通して確認できた。

一方、高齢者が多い山通地区では、町内の班ごとの安否確認をすることから始め、消火栓や発電機の使い方を学んだ。参加者からは、「地震

は、地震



防災訓練



ワークショップ

の時の避難所は誰かが作ってくれると思っていたが、自分たちできちんと取り組まなければいけないと思った。」といった声が届いており、今後の展開に期待している。

なお、この取組は、内閣府男女共同参画局が平成25年に作成した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」の中の取組事例として紹介されている。

②学校が避難所

これまでの震災の経験から学んだ経験と教訓の一例として、「学校が避難所になる」ことを想定した校舎の整備が挙げられる。全面改築に当たっては、炊き出しを考慮して体育館の隣を給食室にしたり、避難者と生徒の活動エリアが分かれるように設計したりと、災害経験を取り入れた校舎にしている。

③女性消防団員の誕生

消防本部では、平成23年に防災現場に女性が配置されるよう女性消防団員を募集し、24名が入団した。6か月の研修を経て平成24年4月1日に長岡フェニックスレディースとしてデビューし、火災予防や応急手当の普及啓発、災害情報の収集及び応急救護を主な任務として活動している。

平成26年12月現在の団員は32人となっており、消防団員の減少傾向に歯止めがかからないことから、今後はこの長岡フェニックスレ

ディースを地域の消防団に配属していきたいと考えている。

④中越市民防災安全士と自主防災会

平成18年7月に、災害時に的確な判断をし行動できる防災リーダーを育成するため、長岡市が（公社）中越防災安全推進機構に業務を委託して「中越市民防災安全大学」を開校した。専門家から防災に関する知識や技術を習得して、これまでに432人（うち女性73人）が卒業し、中越市民防災安全士となった。現在は、女性安全士が地域の防災リーダーとして活躍している。



訓練で活躍する女性安全士

また、自主防災会は812地域が結成済みで結成率は約92%。震災後の防災意識の高まりから飛躍的に伸びたことから、震災は防災と地域と人の力を強めたとも言える。

⑤長岡市地域防災計画の見直し

平成26年2月の長岡市地域防災計画の見直しに当たっては、内閣府男女共同参画局の「男

女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を踏まえ再修正を行った。今後も必要に応じて防災計画の見直しを図っていく。

7 今後の課題

長岡市は、これまで市民と協働して男女の平等と共同参画を目指したまちづくりに取り組み、意識の面での男女平等感徐徐に浸透しつつある。しかしながら、今もなお性別で役割を固定的に捉える意識が残っており、例と第2次基本計画の両輪で必要な措置を行っていくことが必要である。

また、政府は女性の活躍を成長戦略の中核に位置付け、女性が輝く社会の実現に向けた取組が様々な分野で展開されることから、市としては次の施策を推進していく。

(1) 政策・方針決定過程や雇用の分野への女性の参画の拡大

審議会・委員会等における女性の割合を平成27年度までに30%以上となるよう、女性の登用を積極的に進めるとともに、新潟県ハッピーパートナー企業の登録を推奨することにより、女性の管理職や役員への登用を促進する。

(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

長岡商工会議所などと連携して開催している講演会のほか、市内企業の取組事例発表や

若いカップルや夫婦向けセミナーを充実し、結婚・出産後も働き続けられるなど男女がともに働きやすい職場づくりや、男性の家事・育児等への参画を促進する。

(3) 災害時における家庭や地域生活への対応
平日日中の災害に備えるワークショップと防災訓練を市内全域に広げていき、自分の身は自分で守ることを基本として女性が防災拠点の運営などに関わることで男女のニーズの違いについての理解を深めていきたい。



農家レストランで郷土料理を提供

また、新潟県中越大地震時の恩返しのエピソードであるが、全村避難した山古志地域などのお母さんたちは、農家レストランを立ち上げ自分たちが作った安全でおいしい野菜の直売や郷土料理を提供している。

今後も自ら生産した農産物を活かした起業や新商品の開発ができるよう研修会への参加や、商品開発の支援を行っていく。

(4) DVの防止と被害者の支援

配偶者などからの暴力の被害者の多くは女性であるため、DVの根絶は男女共同参画社会を形成していく上で克服しなければならぬ課題である。

今後も配偶者暴力相談支援センターを中心として、関係機関や民間支援団体と連携しながら、一時保護から自立支援まできめ細やかな支援を行う。

8 おわりに

全国の自治体では、災害からの復旧・復興体制の整備に取り組んでおり、過去の災害対応の経験を踏まえた当市の条例にも関心が寄せられている。

しかし、この条例はあくまでも基本理念や責務、目指す方向などを定めたものである。

真の男女共同参画社会を形成するためには、多くの市民等の想いが詰まった本条例に基づき実効性のある計画を着実に推進していかなければならないと決意を新たにしているものである。



●第39号(2014年12月発売) 定価(本体1,143円+税)

・特集 新・行政不服審査制度と自治体

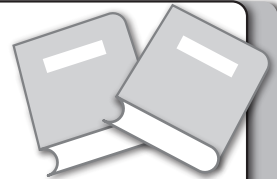
行政不服審査法関連三法のポイント
行政不服審査制度の改正による自治体実務への影響
インタビュー・行政不服審査制度の大改正—第三者機関の可能性—
岐阜県多治見市 是正請求手続条例～審理員制度と第三者機関～
神奈川県大和市 『教示』って何ですか?!～全庁で教示文を再点検～

・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

岐阜県北アルプス地区における山岳遭難の防止に関する条例
あついで!熊谷お祭り条例

・トピックス

介護保険法改正のポイント
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要



商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい | フリーコール(通話料無料) | TEL: 0120-953-431 | Web | URL: <http://gyosei.jp>
受付時間: 月～金 9時から17時 | FAX: 0120-953-495 | サブ